

豪雪地帯対策における 関連施策等の実施状況と効果について

平成26年11月21日(金)

国土交通省 国土政策局

1. 「豪雪地帯対策基本計画（第6次）」の主な追加・変更事項に対する関連施策等の実施状況と効果

1-1 除排雪の体制の整備（雪処理の担い手の確保等）

- ①共助等による除排雪等の社会実験調査（国土交通省）
- ②先進事例・ノウハウ等の紹介（国土交通省）
- ③地域維持型契約方式の活用（国土交通省）
- ④降積雪期における防災態勢の強化（国土交通省）
- ⑤雪下ろし中の転落事故等の防止に向けた取組（国土交通省）

【効果】

- ①高齢者世帯等要支援世帯への支援体制の整備状況（地方公共団体）
- ②除雪ボランティアの活動状況（地方公共団体）
- ③住民への注意喚起の実施状況（地方公共団体）

1-2 空き家関連

- ①市町村による空き家等の除雪等の考え方（内閣府、国土交通省）
- ②空き家再生等推進事業（国土交通省）
- ③定住促進空き家活用事業（総務省）

【効果】

- ①空き家等適正管理条例の制定市町村数（地方公共団体）
- ②空き家対策における道府県の支援事例（山形県）
- ③公共による空き家の除却件数（地方公共団体）
- ④空き家等適正管理条例の運用事例（新潟県長岡市）

1-3 雪冷熱エネルギー関連

- ①再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金（資源エネルギー庁）
- ②雪冷熱エネルギー実施事例の広報・普及啓発（資源エネルギー庁）
- ③農業分野における雪冷熱エネルギー活用への支援措置（農林水産省）
- ④雪堆雪場の雪冷熱利用技術に関する研究（独立行政法人土木研究所）

【効果】

- ①雪冷熱エネルギー利用施設の整備状況（地方公共団体）
- ②雪を活用した農産物・農産加工品の出荷調整・ブランド化等の取組実施状況（地方公共団体）

1-4 集中的降雪時の道路交通の確保

- ①通行止めによる集中的な除雪作業（国土交通省）
- ②チェーン着脱場の整備（国土交通省）
- ③道路管理者等関係機関による調整・連携組織の設置（国土交通省）
- ④暴風雪への備えと災害防止・軽減に向けた取組（北海道・国土交通省
北海道開発局・札幌管区气象台・（独）土木研究所）

- ⑤国によるTEC-FORCE、除雪機械等の広域的支援（国土交通省）
- ⑥住民に対する啓発等（国土交通省）
- ⑦運輸団体等に対する啓発等（国土交通省）
- ⑧放置車両対策の強化：災害対策基本法の一部を改正する法律（内閣府）

【効果】

- ①通行止め時間等の変化（国土交通省）
- ②登坂不能車発生台数等の推移（国土交通省）
- ③冬タイヤ装着状況の推移（国土交通省）
- ④集中的降雪時に備えた新たな取組（国土交通省）

2. 豪雪地帯対策全般における関連施策等の実施状況と効果

2-1 交通・通信等の確保

- ①大雪時の自治体への除雪費支援（国土交通省）
- ②積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画の策定及び雪寒指定道路の見直し告示（国土交通省）
- ③特別交付税の繰上げ交付（総務省）
- ④豪雪法第14条 基幹道路の整備（国土交通省）
- ⑤除雪車の貸与（国土交通省）
- ⑥交通安全施設等整備事業（警察庁）
- ⑦道路の防除雪施設の整備（国土交通省・地方公共団体）
- ⑧雪崩防護・予防施設の老朽化への対応（国土交通省）
- ⑨散水消雪設備による除雪作業の効率化事例（国土交通省）
- ⑩ITSを活用した道路情報の提供（国土交通省）
- ⑪空港の無線施設の着雪防止対策（国土交通省）
- ⑫空港の除雪機材の大型化・効率化（国土交通省）
- ⑬鉄道防災事業費補助（国土交通省）
- ⑭携帯電話等エリア整備事業（総務省）
- ⑮情報通信利用環境整備推進事業（総務省）

2-2 農林業等地域産業の振興

- ①農業生産基盤の整備（農林水産省）
- ②森林整備事業（農林水産省）

2-3 生活環境施設等の整備

- ①下水道施設、雨水配水施設等の活用（国土交通省）
- ②補助ダム事業、消流雪用水導入事業（国土交通省）
- ③克雪住宅の普及の促進（国土交通省・地方公共団体）
- ④市町村・道府県の支援による克雪住宅の整備状況（地方公共団体）
- ⑤豪雪法第15条 公立小・中学校等の施設等の新築等（文部科学省）
- ⑥民間社会福祉施設の除雪経費（厚生労働省）
- ⑦ドクターヘリ導入促進事業（厚生労働省）

2-4 国土保全施設の整備及び環境保全

- ①雪対策砂防モデル事業、雪崩対策事業（国土交通省）

2-5 雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化

- ①雪氷に関する調査研究（独立行政法人土木研究所）
- ②雪氷に関する調査研究（独立行政法人防災科学技術研究所）
- ③「特別警報」の運用（気象庁）

（参考資料）豪雪地帯の現状

1 豪雪地帯の人口・面積・降積雪

- (1) 指定地域、全国との比較
- (2) 人口増減率・高齢化率・高齢世帯率
- (3) 累計降雪量・最大積雪深

2 雪害による被害

- (1) 死傷者数
- (2) 近年の被害の特徴
- (3) 平成25年度冬期の関東甲信地方の大雪被害

3 空き家問題

4 道路交通障害

5 雇用・財政

6 教育

7 医療

1 「豪雪地帯対策基本計画（第6次）」 の主な追加・変更事項における 関連施策等の実施状況と効果

1-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

社会実験調査開始H23～

①共助等による除排雪等の社会実験調査(国土交通省)

- 先導的で実効性のある地域の取組を公募し支援している。平成25年度は9道県13団体、今年度は8道県11団体で活動が展開されている。

調査概要

背景と目的
 高齢化の進行等、除雪の担い手不足などから**雪処理に係る事故も多発**
共助による地域除雪拡大のため、整備手法を確立し、全国へ普及・展開を図る

実施内容

○先導的で実効性のある地域除排雪体制構築の取組を公募し、支援

ア. 除雪ボランティアセンターの設立・運営
 ex. 県・市との調整、ボランティア募集、指導役の育成、除雪資機材の調達などの段取りを行う

イ. 雪処理の担い手育成
 ex. 雪かき道場などにより、雪に不慣れな若者等に雪かき技術を教え、ボランティア活動に反映等

ウ. コーディネーターの養成
 ex. 地域除雪を進めるうえで重要な役割を担う人を育てるため、講習会を指導・助言

○取組から得られた知見を、**事例集やノウハウ集**として取りまとめ公表

H25年度の活動事例

【対象地域】 新潟県柏崎市・・・ 柏崎市社会福祉協議会
 ○除雪ボランティアセンター運営ノウハウの成熟化

★ポイント

- 前年度の運営上の課題を翌年度に見直す「カイゼン」活動を継続的に展開
- 運営方法や文書様式等の様々なノウハウを「見える化」

【文書様式】

【情報ボード・道具の使い方】

【事前調査】

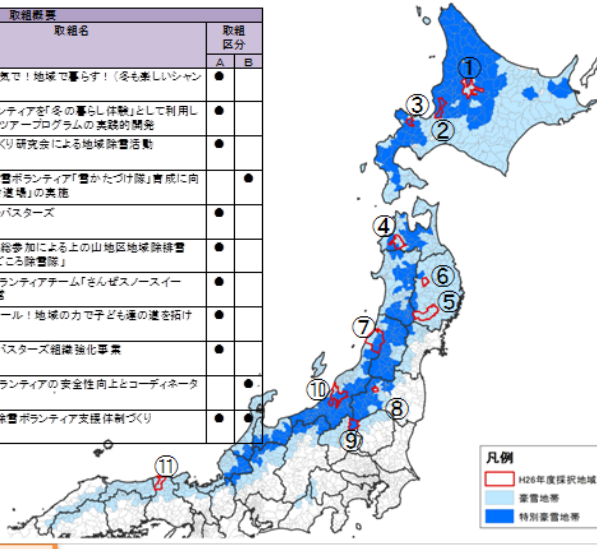
- 毎年の活動の振り返り、除雪ボランティア活動に使用する文書様式、情報ボード、道具の使い方等の**ノウハウを冊子やDVDとして「見える化」**
- 降雪期前からの説明強化、コーディネーター補佐ポスト新設

H26年度調査箇所

自治体概要			取組概要			
NO	道府県名	市町村名	地域指定状況	申請者名	取組名	取組区分
①	北海道	旭川市	寒雪	西神楽工コ農村共生対流推進協議会	死ぬまで元気で！地域で暮らす！（冬も楽しいシャングリラ）	A ● B ●
②	北海道	当別町	特寒	一般社団法人北海道開発技術センター	除排雪ボランティアを「冬の暮らし作戦」として利用した移住促進ツアープログラムの実践的開発	●
③	北海道	仁木町	特寒	網山地域づくり研究会	網山地域づくり研究会による地域除雪活動	●
④	青森県	弘前市	一部特寒、寒雪	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	弘前大学除雪ボランティア「雪かたづけ隊」育成に向けた「雪かき道場」の実施	●
⑤	岩手県	奥州市	寒雪	社会福祉法人奥州市社会福祉協議会	えさしスノーバスターズ	●
⑥	岩手県	滝沢市	寒雪	滝沢市上の山自治会	自治会役員総参加による上の山地区地域除雪「上の山まじこ除雪隊」	●
⑦	山形県	鶴岡市	一部特寒、寒雪	鶴岡市三郷地区自治会	地域除雪ボランティアチーム「さんざすスノーバー」の運営	●
⑧	福島県	会津坂下町	寒雪	特定非営利活動法人市民活動支援組織NIVOC	スノーパトロール！地域のかで子ども達の運を助け	●
⑨	群馬県	片品村	特寒	社会福祉法人片品村社会福祉協議会	片品スノーバスターズ組織強化事業	●
⑩	新潟県	長岡市	一部特寒、寒雪	特定非営利活動法人中越防災フロンティア	広域除雪ボランティアの安全性向上とコーディネーター養成	●
⑪	兵庫県	香美町	寒雪	社会福祉法人香美町社会福祉協議会	広がりある除雪ボランティア支援体制づくり	●

※取組区分
 A: 除雪ボランティア等による体制づくり
 B: 雪処理の担い手の育成、ボランティアと地域を繋ぐコーディネーターの養成

【調査箇所位置図】



【対象地域】 青森県平内町・・・
 平内町社会福祉協議会
 ○町内会登録ボランティアのモデル検討

★ポイント

- 町内会の住民を「登録ボランティア」として認定し、要支援世帯の除雪を実施。2町内会でモデル試行

- 全ての町内会長に**案内文書を送付**してモデル町内会を募集
- 選定後、**町内会住民との話し合いの場**を設け、事業の趣旨説明、質問・要望等を受けて、**除雪活動の細部を検討**。

【住民との話し合い】

【登録ボランティアによる除雪活動】

【対象地域】 秋田県藤里町・・・
 藤里町社会福祉協議会
 ○町ぐるみの除雪支援体制

★ポイント

- 高齢化率4割超、人口3.8千人の町での除雪支援体制づくり
- 引きこもり者、学生、シルバーバンク等の多様な主体が参画

- 「**除雪支援体制づくり検討会議**」を開催し、地域除雪の課題について検討。
- また**引きこもり者や大学生ボランティア**等の多様な主体が参画する**一斉除排雪作業を試行的**に実施。

【検討会議】

【北部地区一斉除雪】

1-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

②先進事例・ノウハウ等の紹介(国土交通省)

- 地域における除排雪の体制の普及・定着に向けて、活動団体が活用するための資料を毎年作成し、HPで公表している。

時期	資料名
H24.3	共助等による地域除雪の事例集
H25.4	地域除雪活動ガイドブック
H26.4	新たな地域除排雪の取組事例

新たな地域除排雪の取組事例

新たな地域除排雪の取組事例

〇雪害インベーション取組事例
〇共助による地域除雪等の取組事例

平成26年3月 国土交通省国土政策局地域連携課

③地域維持型契約方式の活用(国土交通省)

- 除排雪等について、建設事業者を安定的に確保するための地域維持型契約方式を導入した。

地域維持型契約方式の活用 (入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合

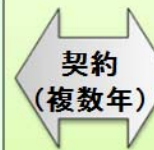
⇒ 包括して発注する方式を活用

(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

〇年間を通じた工事量の平準化
(除雪 + 除草、維持補修等)

〇異なる事業の組み合わせ
(道路管理 + 河川管理)

〇異なる工区の組み合わせ
(A工区 + B工区)



(従来の担い手)

地域の

- 〇単体企業
- 〇経常建設共同企業体等

(制度の新設)

- 〇地域維持型建設共同企業体

④降積雪期における防災態勢の強化(国土交通省)

- 降積雪期における災害時相互協定の活用や関係業界等との連携等、防災態勢の強化等について関係団体へ周知している。

地域除雪活動☆実践ガイドブック

特徴1: 対象者・ねらいに応じた 使い分けが可能!

地域除雪活動☆実践ガイドブック

【町内会・自主防災会向け】

地域除雪活動☆実践ガイドブック

【行政職員向け】

特徴2: パワーポイントにより情報提供
~見やすく、自由に編集・加工が可能!

活動☆実践アドバイス!

参考資料: 安全な除雪作業をするために

参考資料: 安全な除雪作業をするために

一人での除雪作業は危険です! 地域一斉の雪下ろしなど
除雪は必ず2人以上です!

国土交通省 国土政策局

平成26年2月19日

北海道路局長 殿

降積雪期における防災態勢の強化等について

貴局におかれては、冬期における防災対策について日頃から力かれているところであるが、今般、平成24年12月13日付け中防災第27号で中央防災会議会長(内閣総理大臣)から御部局におき通知があった。

平成25年3月に発生した日本大雪災害は、また、昨冬は、北日本から西日本にかけて、大雪の影響により交通障害等の被害が発生したところである。

これから本格的な降雪期を迎えるに当たり、中央防災会議会長通知及び御部に掲げる事項を踏まえ、降雪期間における防災態勢について留意され、災害の防止について連携のいよう構築されたら。

なお、これらの施策の実施にあたっては、高齢者等の災害時要援護者や関係施設に十分配慮して対応するとともに、地方公共団体からの要請があれば、除雪機材の貸与等の協力をお願いする。

併せて、貴内における所管施設に係る許可作業等の管理者及び関係事業者に對しても、この趣旨を周知徹底されるようお願いする。

1-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

⑤雪下ろし中の転落事故等の防止に向けた取組(国土交通省)

- 平成25年度克雪体制支援調査では、雪下ろし中の転落事故の防止に向けた、実用的な命綱(安全带とロープ)の開発を実証実験として支援した。
- 雪下ろし作業中の安全対策の普及を目的に動くイラストと音声により注意喚起を行う「雪下ろし安全10箇条動く電子ポスター」を作成・公表した(平成25年12月)。

【実証実験の様子】



【アンカーの設置】



【開発した安全带(ホームセンターにて販売)】

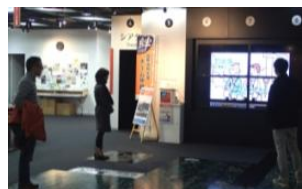


【雪下ろし安全10箇条 動く電子ポスター】



国土交通省HPで閲覧・ダウンロードが可能です!
http://www.mlit.go.jp/roku-dose/saku-chisei/roku-dose-saku_chihei_tk_000064.html

▼公共施設での利用例



▼受付・待合室でタブレットを活用した利用例



▼講習会での利用例



1-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

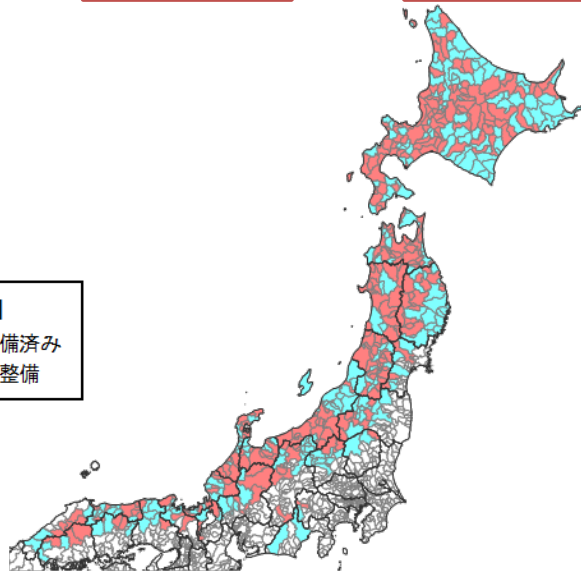
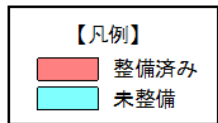
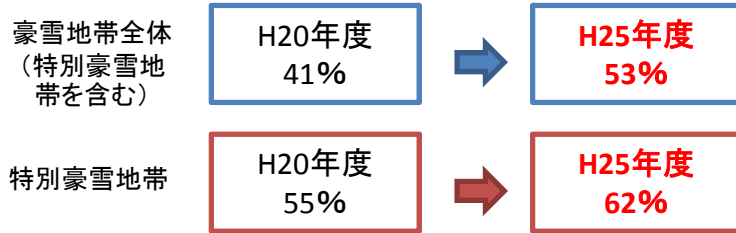
【効果】

①高齢者世帯等要支援世帯への支援体制の整備状況(地方公共団体)

- 高齢者世帯等の要支援世帯への支援体制を**ボランティア等の共助**により整備している市町村は豪雪地帯の53%、特別豪雪地帯の62%である。
- 同様に、**除雪への経済的支援や除雪業者の公費負担による派遣等の公助**により整備している市町村は豪雪地帯の52%、特別豪雪地帯の72%である。

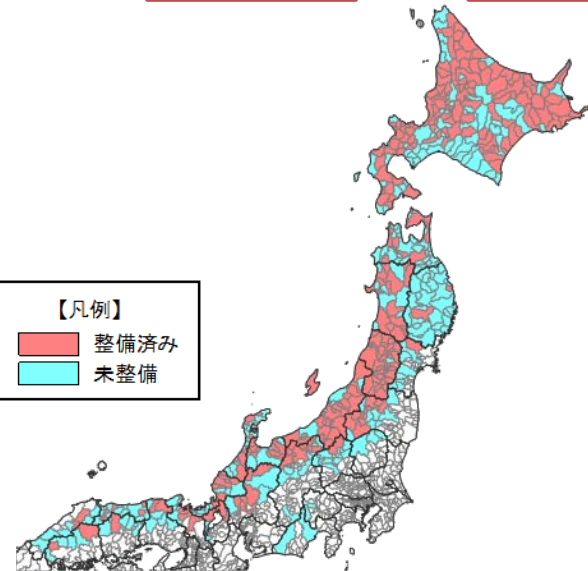
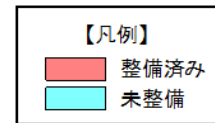
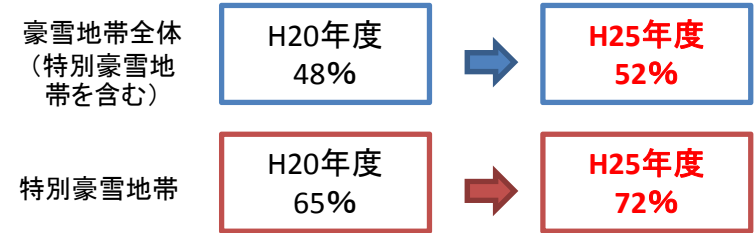
【高齢者世帯等要支援世帯への支援体制の整備市町村数】

(共助)



【高齢者世帯等要支援世帯への支援体制の整備市町村数】

(公助)



(備考)

共助による支援体制:「地域コミュニティによる共助除雪」又は「地域内外の担い手(ボランティア等)による除雪」
公助による支援体制:「除雪業者に委託している要支援世帯への経済的支援」又は「除雪業者の公費負担による派遣」
国土交通省「平成25年度豪雪地帯基礎調査」

1-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

【効果】

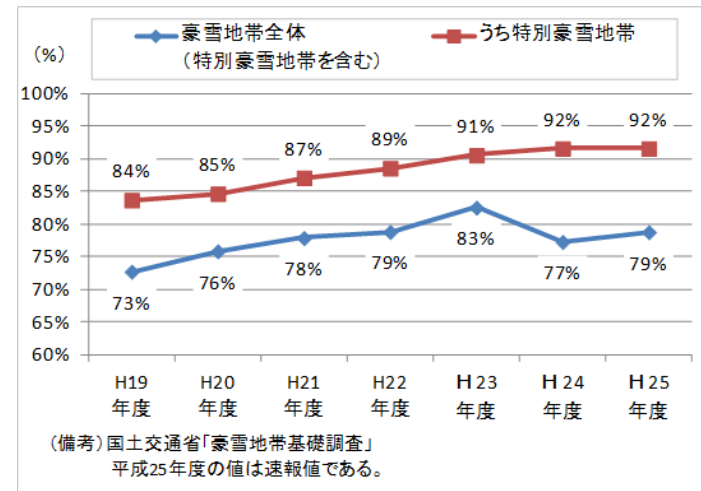
②除雪ボランティアの活動状況(地方公共団体)

- 平成25年度に除雪ボランティア団体による活動が行われた市町村は豪雪地帯全体で198市町村、特別豪雪地帯で92市町村である。
- 除雪ボランティアセンターの設置経験がある市町村は豪雪地帯全体で49市町村、特別豪雪地帯で29市町村である。

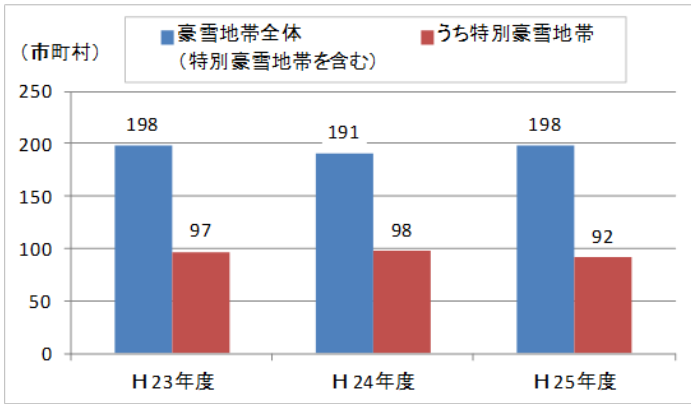
③住民への注意喚起の実施状況(地方公共団体)

- 地域にあった安全な雪処理方策の普及に向けて、住民への注意喚起を実施している市町村は豪雪地帯で92%、特別豪雪地帯で79%である。

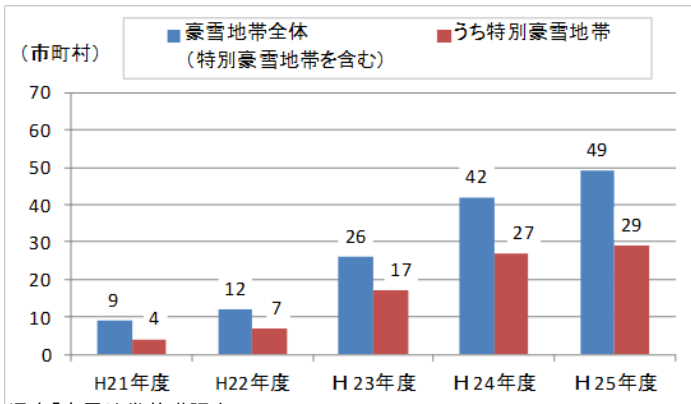
【市町村における住民への注意喚起の実施状況】



【除雪ボランティア団体による活動が行われた市町村数】



【除雪ボランティアセンターの設置経験市町村数】



(備考)国土交通省「豪雪地帯基礎調査」
除雪ボランティアセンターの設置経験市町村数:平成21年度以降に除雪ボランティアセンターを設置した経験がある市町村数
平成25年度の値は速報値である。

住民への注意喚起の事例

この部分については、著作権の処理が未完了のため、公開できません。

1-2 空き家関連

①市町村による空き家等の除雪等の考え方(H26年度版)(内閣府、国土交通省)

- 市町村による空き家等の除雪・除却等の参考となるよう、現行法制度での活用可能な方法を公表している。

概要

「大雪に対する防災力の向上方策検討会報告書－豪雪地域の防災力向上に向けて－(H24.3)」をもとに空き家等の除雪、除却等の考え方を整理したものである。

空き家等の除雪等の対応方法

【基本的な考え方】

- 民間所有の空き家等は市町村の管理権限の及ばない財産。基本的には所有者自らの責任において管理すべき
- しかし、「所有者・相続人等不明」、「所有者に積極的な管理意思無し」等、適正な管理が行われ~~ない~~空き家等が存在。生活環境悪化や安全な生活への支障が生じるケースが発生
- 市町村としては、平時から所有者を特定し、所有者の責任において除雪等を実施させる取組を行うことが必要。そのような取組にもかかわらず、空き家等に関する対応が必要となる場合には、以下の対策が実施可能

除雪について

○災害対策基本法第64条第1項(応急公用負担等)

- (条件)
- 災害が発生し又は、まさに発生しようとしている場合であり、かつ、応急措置を実施するため緊急の必要があると市町村長が認めた場合

- (対応内容)
- 市町村長の判断で雪下ろしのために当該空き家等に立ち入ることが可能

○災害救助法

- (条件)
- 都道府県知事が当該市町村に災害救助法を適用した場合
 - 空き家等の管理者が不明であったり、管理者自らの資力では除雪を行えない等により、倒壊して隣接する住家に被害が生じるおそれがある場合

- (対応内容)
- 災害救助法に基づく障害物の除去として除雪が可能
 - ただし、後日、空き家等の所有者が判明した場合は、所有者に除雪に要した経費を請求することが原則

空き家等の除却等について

○空き家等適正管理条例

- (条件)
- 市町村が、空き家等の適正な管理を図るための条例を制定した場合

○建築基準法による勧告・命令

- 著しく保安上危険な既存不適格建築物等については、特定行政庁が除却等必要な措置の命令が可能。

○社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)

- (条件)
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している以下の地域が対象
- 除却事業タイプ：空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画若しくは都市再生整備計画に定められた区域／立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域外で空き家住宅等が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域
 - 活用事業タイプ：産炭等地域又は過疎地域／空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域(立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域内に限る。)
- (対応内容)
- 市町村が行う以下の取組に対して国が助成
- 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却
 - 空き家住宅又は空き建築物の活用 等

○過疎対策事業債

- 過疎市町村において、市町村内の在住者が危険な廃屋の取り壊し・除去・処分を行う所有者等に市町村の判断により補助等を行う場合に、財源として過疎対策事業債(ソフト分)を充てている事例もあり。

空き家等が既に倒壊した場合について

○空き家等適正管理条例

- (条件)
- 市町村が、空き家等の適正な管理を図るための条例を制定した場合

○災害等廃棄物処理事業費補助金

- (条件)
- 災害により倒壊して廃棄物となった家屋の除却にあって、市町村による処理が特に必要であると認められる場合

○災害救助法

- (条件)
- 都道府県知事が当該市町村に災害救助法を適用した場合
 - 倒壊した空き家等の一部が残存した場合でも、その部分が近隣の住民の生命又は身体に危険をおよぼすおそれがあると認められ、市町村が自ら必要な措置を行った場合

- (対応内容)
- 災害救助法に基づく障害物の除去として、国庫補助の対象として除去が可能
 - ただし、後日、空き家等の所有者が判明した場合は、所有者に除去に要した経費を請求することが原則

1-2 空き家関連

②空き家再生等推進事業(国土交通省)

- 老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅等の除却・活用を行う。

除却事業タイプ

●対象地域

- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画※¹又は都市再生整備計画※²に定められた区域
- 居住誘導区域※³を定めた場合はその区域外で空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域

●補助対象経費と国費負担率

補助対象	✓不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却等に要する費用 等													
事業主体	地方公共団体※ ⁴	民間(例) ※ ⁴ ※ ⁵												
負担割合 が 補助対象 限度額	<table border="1"> <tr><td>国費</td><td>2/5</td></tr> <tr><td>地方公共団体</td><td>2/5</td></tr> <tr><td>地方公共団体</td><td>1/5</td></tr> </table>	国費	2/5	地方公共団体	2/5	地方公共団体	1/5	<table border="1"> <tr><td>国費</td><td>2/5</td></tr> <tr><td>地方公共団体</td><td>2/5</td></tr> <tr><td>民間</td><td>1/5</td></tr> </table>	国費	2/5	地方公共団体	2/5	民間	1/5
国費	2/5													
地方公共団体	2/5													
地方公共団体	1/5													
国費	2/5													
地方公共団体	2/5													
民間	1/5													

- ※¹ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画
- ※² 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画
- ※³ 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域
- ※⁴ 補助対象限度額あり(除却工事費+通損補償費)×0.8)
- ※⁵ 国費は、地方公共団体補助の1/2

[参考]



※老朽化した空き家を除却し、ポケットパークとして活用

活用事業タイプ

●対象地域

- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画※⁶又は都市再生整備計画※⁷に定められた区域(居住誘導区域※⁸を定めた場合はその区域内に限る。)

●補助対象経費と国費負担率

補助対象	✓空き家住宅・空き建築物を体験宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に改修する費用 等											
事業主体	地方公共団体	民間(例) ※ ⁹ ※ ¹⁰										
負担割合 が 補助対象 限度額)	<table border="1"> <tr><td>国費</td><td>1/2</td></tr> <tr><td>地方公共団体</td><td>1/2</td></tr> </table>	国費	1/2	地方公共団体	1/2	<table border="1"> <tr><td>国費</td><td>1/3</td></tr> <tr><td>地方公共団体</td><td>1/3</td></tr> <tr><td>民間</td><td>1/3</td></tr> </table>	国費	1/3	地方公共団体	1/3	民間	1/3
国費	1/2											
地方公共団体	1/2											
国費	1/3											
地方公共団体	1/3											
民間	1/3											

- ※⁶ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画
- ※⁷ 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画
- ※⁸ 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域
- ※⁹ 補助対象限度額あり(要する費用に2/3を乗じた額と交付する補助金の額のうちいずれか少ない額)
- ※¹⁰ 国費は、地方公共団体補助の1/2

[参考]



※町家を滞在体験施設として活用



※長屋住宅を交流・展示施設として活用

1-2 空き家関連

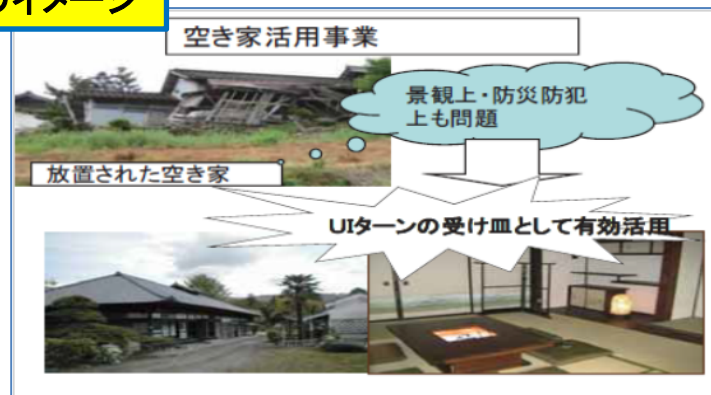
③定住促進空き家活用事業(総務省)

- 過疎地域集落再編整備事業の一つである「定住促進空き家活用事業」を用いて、過疎地域における空き家の改修にあたり補助を行っている。

事業概要

- 過疎地域集落再編整備事業の事業種類の1つである。
- 地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するための、空き家の改修に必要な経費に対して補助を行う
- ① 事業主体 過疎地域市町村
- ② 補助対象限度額 一戸当たり3,500千円
- ③ 補助率 1/2以内
- ④ 事業実施期間 原則として1箇年度以内
- ⑤ 補助対象経費 空き家改修費

事業のイメージ

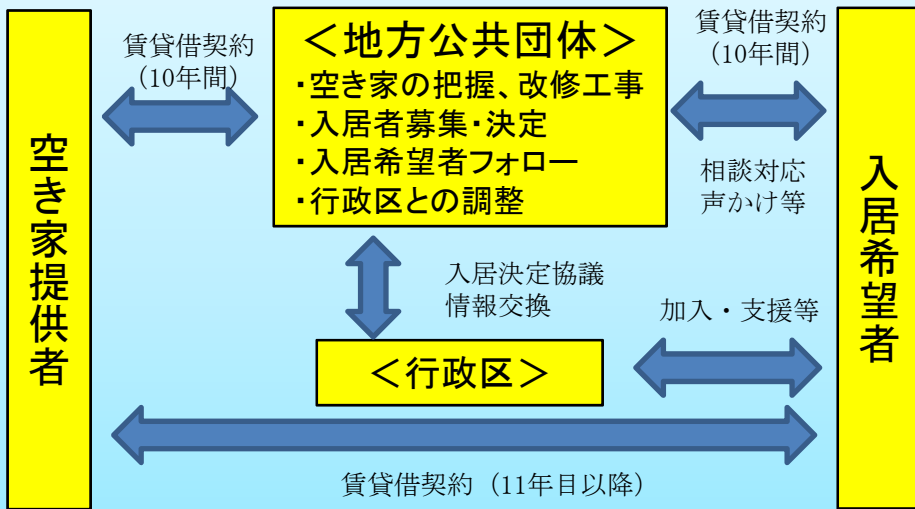


事業スキーム

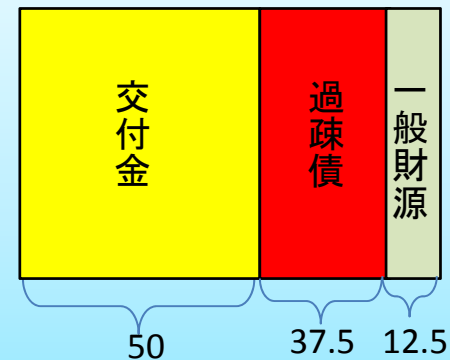
事業内容

空き家所有者から借り受けた空き家の内装・外装等を町で改修し、町への移住希望者に貸し付ける。

事業スキーム



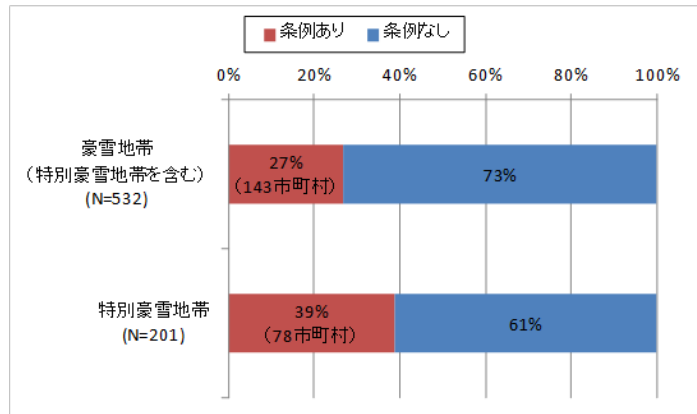
財源スキーム



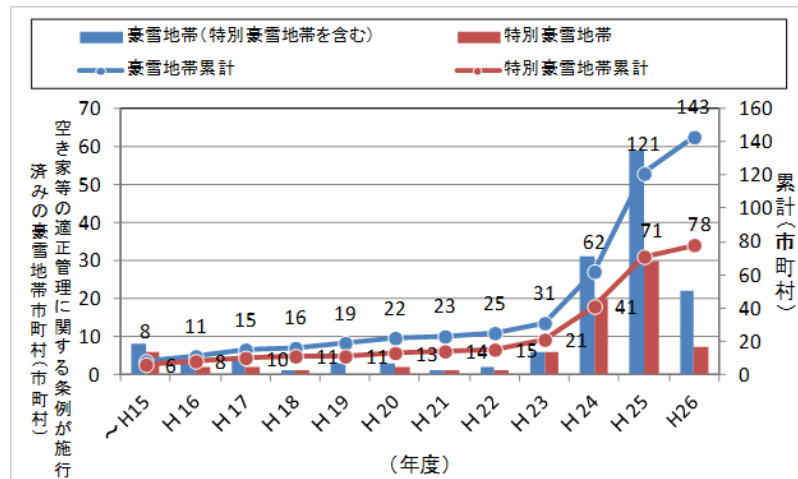
①空き家等適正管理条例の制定市町村数 (地方公共団体)

- 条例を制定している市町村は豪雪地帯の27%(143市町村)、特別豪雪地帯の39%(78市町村)である。

【空き家等適正管理条例のある市町村数の割合】



【空き家等適正管理条例のある市町村数の推移】



(備考) 一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会によるHP「空家住宅情報」の掲載資料から集計(H26.4.1時点で施行済みのもの)

②空き家対策における道府県の支援事例(山形県) 【山形県雪対策総合交付金による空家除雪支援】

- 山形県では平成24年度より「雪対策総合交付金」を創設し、そのメニューのひとつである空き家対策事業により、市町村の行う空家の実態調査や雪下ろし、除排雪にかかる費用を補助している。

交付金の概要

- 地域の実情に対応したきめ細かな雪対策を推進
- 市町村が計画的に実施する取組をハード・ソフト両面から総合的に支援
 - ・ 事業主体 市町村
 - ・ 補助率 1/2以内
 - ・ 補助対象 各市町村で新規又は拡充して取り組む事業等

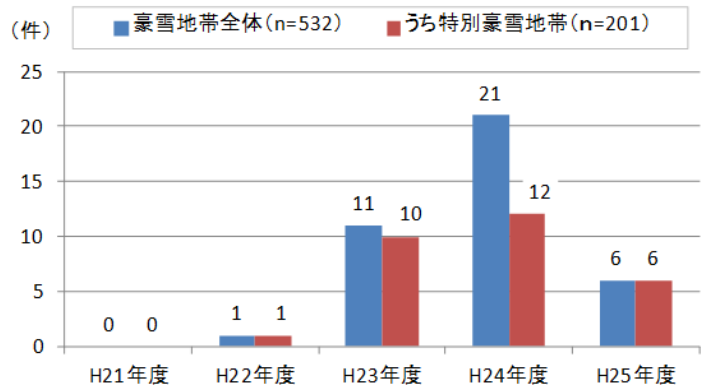


※災害対策基本法第64条1項に基づき空き家に立入り、除排雪を実施

③公共による空き家の除却件数(地方公共団体)

- 空き家管理条例等に基づく公共による除却件数は年度によって増減があり、平成25年度は6件の除却が行われた。

【空き家管理条例等に基づく公共による除却件数】



(備考)国土交通省「豪雪地帯基礎調査」
平成25年度の値は速報値である。

④空き家等適正管理条例の運用事例(新潟県長岡市)

- 新潟県長岡市では、「長岡市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、平成25年12月に行政代執行による空家の除却を行った。

行政代執行の手続きの流れ

建物の概要

所在地：長岡市川口中山

建物の種類等：旅館(木造・一部鉄筋コンクリート造2階建)

H25.6.17～7.19 行政指導

(①助言・指導、②勧告、③立入調査)

H25.8.19

行政手続法による弁明の機会付与の通知を发出

H25.9.5

条例による行政処分(④命令)

H25.10.18～11.27

行政代執行法の適用

(⑤戒告、⑥代執行令)

H25.11.28

行政代執行法による建物撤去(⑦解体業者決定)

H25.12.25～H26.1.10

“(⑧解体・撤去)

H26.2.27

所有者等に解体・撤去費用を請求

着手前



代執行宣言



木造部分解体中



木造部分解体完了



RC部分解体中



解体工事完了



1-3 雪冷熱エネルギー関連

①再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金 (資源エネルギー庁)

- 民間団体等が行う雪氷熱利用設備導入事業費の一部を補助している。

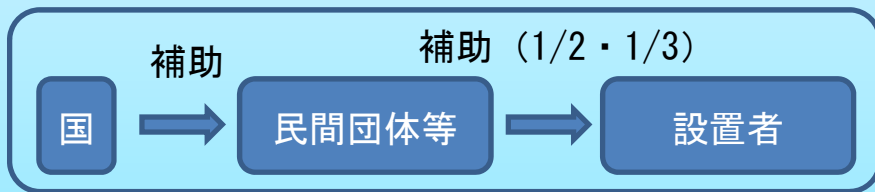
事業概要

◆目的 地域における再生可能エネルギー熱利用の加速的促進を図ることを目的とし、地方公共団体、非営利民間団体並びに民間事業者等が行う再生可能エネルギー熱利用設備導入事業の実施に必要な経費に対して補助を行う

◆補助対象 計画に基づき実施される先進的な再生可能エネルギー熱利用の設備導入であって、要件を満たす事業に対し、**設備導入事業費の一部**を補助

【設備の種類】 太陽熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、**雪氷熱利用**、地中熱利用

◆補助対象者・補助率



事業イメージ



太陽熱利用

出典：NEDO太陽熱FT業務報告書



バイオマス熱利用

出典：NEDO新エネルギーガイドブック



雪氷熱利用

出典：NEDO新エネルギーガイドブック

②雪冷熱エネルギー実施事例の広報・普及啓発 (資源エネルギー庁)

- HPや広報資料を通じて、雪冷熱エネルギー施設の事例を普及啓発している。

Green Energy Partnership

COOL ENERGY 5

雪氷熱の利用形態

▲資源エネルギー庁HP
グリーンエネルギーポータルサイト

▲北海道経済産業局発行 COOL ENERGY 5

1-3 雪冷熱エネルギー関連

③農業分野における雪冷熱エネルギー活用への支援措置 (農林水産省)

- 雪冷熱エネルギー利用施設等の整備を支援している。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

- ◆目的: 農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組を支援。
- ◆事業実施主体: 都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体 等

強い農業づくり交付金

- ◆目的: 国内農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援。
- ◆事業実施主体: 都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等

6次産業化支援対策

- ◆目的: 6次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、当該事業計画を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設の整備等を支援。
- ◆事業実施主体: 民間団体 等

事業イメージ



▲ 雪室貯蔵庫

▲ 貯雪槽

▲ 栽培施設

▼豪雪地帯における活用実績【H25～26年度竣工】

所在	施設名称	熱交換方式	竣工年度	事業名	事業主体	主な取扱品目	事業及び施設の効果等
北海道 二セコ町	JAようてい雪利用米穀貯蔵庫	冷水循環	H25	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	JAようてい	米	・付加価値米として販売予定
宮城県 七ヶ宿町	七ヶ宿町農林産物保管庫(雪室)	冷風循環	H25	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	七ヶ宿町	米、蕎麦、野菜、果樹	・雪室ブランドとして販売予定
北海道 滝川市	菜種・蕎麦低温貯蔵倉庫		H26	6次産業化推進事業(連携施設整備事業)	JAたきかわ	菜種、蕎麦	・品質管理の高度化による付加価値向上

④雪堆積場の雪冷熱利用技術に関する研究 (独立行政法人土木研究所)

- 土木研究所寒地土木研究所では、道路の除排雪で雪堆積場に集められた雪を雪冷熱エネルギーとして有効活用するための技術を提案し、運搬排雪コストの削減を図ることを目的として、技術開発を行っている。

研究概要

◆研究目的

道路の除排雪で雪堆積場に集められた雪を雪冷熱エネルギーとして有効活用するための技術を提案し、運搬排雪コストの削減を図ることを目的とする。

◆実験内容

雪堆積場の雪で造成した雪山を活用した実験

- 実験箇所 北海道美唄市東明
- 雪山規模 底辺26m×22m、高さ4m(約1,400m³程度)の四角錐台
- 実験種類 全空気式(1種類)、冷水循環式(2種類)
- 実験項目 冷熱採集状況(温度)、気象観測、形状変化などの計測

◆研究期間

H23年度～H26年度

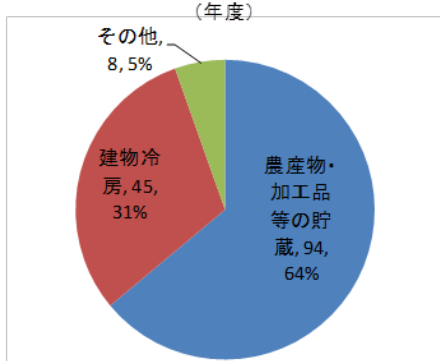
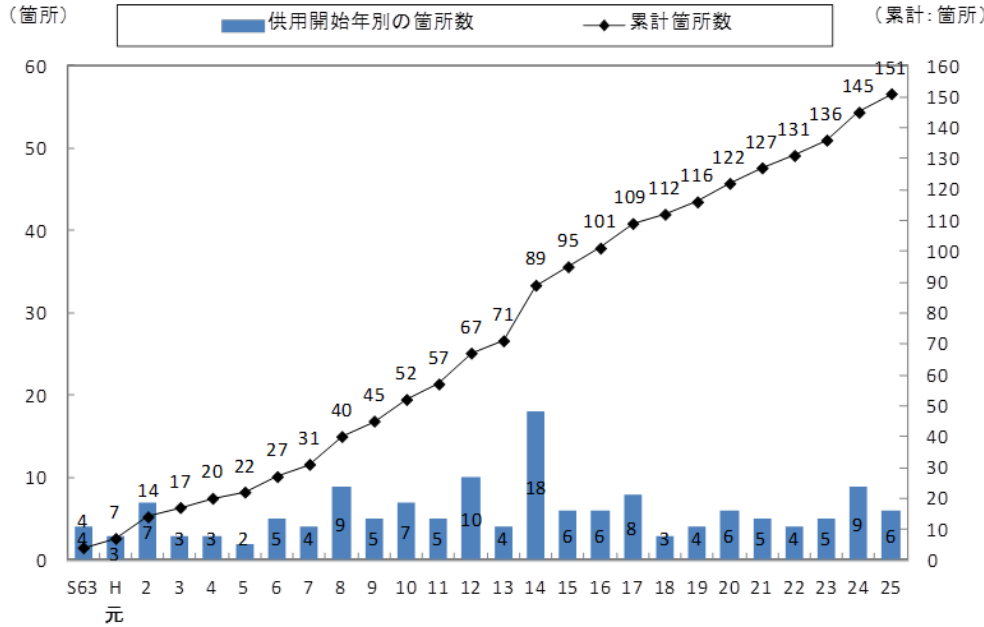
造成した雪山(H26年度実験)



①雪冷熱エネルギー利用施設の整備状況(地方公共団体)

- 雪冷熱利用施設は毎年数カ所程度の整備実績があり、平成25年度で6箇所の新施設がある。
- 雪冷熱は「農産物・加工品等の貯蔵施設」や「建物冷房」に使われている。

【雪冷熱利用施設の整備件数・用途】



(備考)国土交通省「豪雪地帯基礎調査」等による。
平成25年度の値は速報値である。

【農産物貯蔵施設への導入事例】



- 北海道ならではの環境にも優しい雪エネルギーを活用して、玄米を5℃の低温で貯蔵する施設。
- 春先の雪を貯蔵室に蓄え、雪が0℃で融解するエネルギーを活用することから「零温玄米貯蔵施設」と呼んでいる。
- 玄米出庫時には、外気と庫内の温度差が大きくならないよう、5℃、10℃、15℃と段階的に昇温調整し、新米の風味を損なわず届けられる。

(備考) JAびばいHPより

【小学校への導入事例】



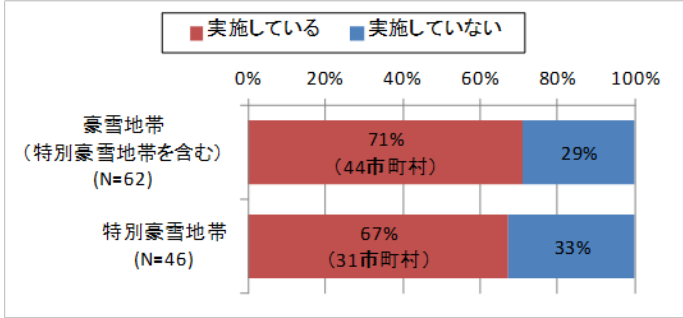
- 給食室と厨房に雪冷房を導入。
- 給食室や調理室を雪冷房することにより、衛生的な配慮と快適な給食時間を確保
- 子供たちに「雪国」という地域性のすばらしさを再認識し、雪冷房を自らの肌で感じ、体験学習の教材として活用

(備考) 新潟県HPより

②雪冷熱利用施設を活用した農産物・農産加工品の出荷調整・ブランド化等の取組実施状況(地方公共団体)

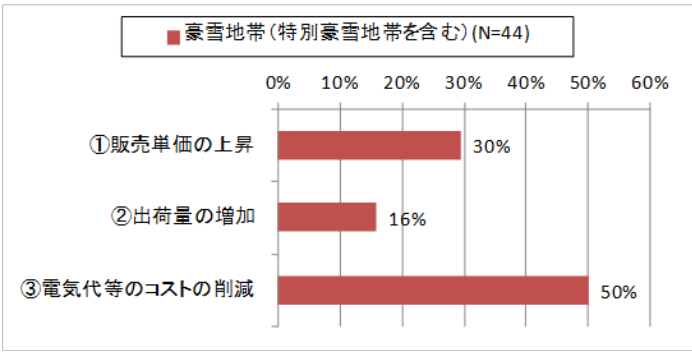
- 農産物・農産加工品等の貯蔵用の雪冷熱利用施設が所在する市町村のうち、出荷調整・ブランド化等の取組を実施している市町村は豪雪地帯全体で71%(44市町村)、特別豪雪地帯では67%(31市町村)となっている。

【雪冷熱利用施設を活用した農産物・農産加工品の出荷調整・ブランド化等の取組実施状況】



この部分については、著作権の処理が未完了のため、公開できません。

【雪冷熱利用施設の活用におけるメリット】



【事例：雪室熟成ビーフ うま味増し低コスト、ネット販売、ブランドに】

この部分については、著作権の処理が未完了のため、公開できません。

(備考)国土交通省「豪雪地帯基礎調査」による。
 データは平成26年度時点のもので、速報値である。
 取組実施状況の集計母数は農産物等の貯蔵に活用している雪冷熱利用施設が所在する市町村。
 メリットの集計母数は、出荷調整・ブランド化等の取組を実施している市町村数。

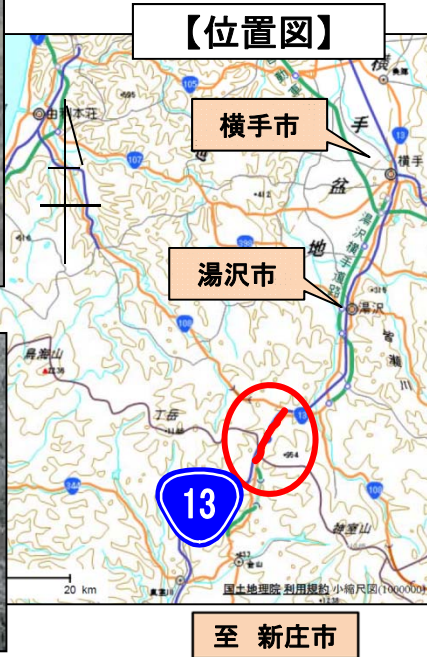
1-4 集中的降雪時の道路交通の確保

①通行止めによる集中的な除雪作業(国土交通省)

- 通行止めによる集中的・かつ迅速な除雪作業を行い、交通確保を図っている。

一般国道13号の降雪による交通障害発生に伴う通行規制

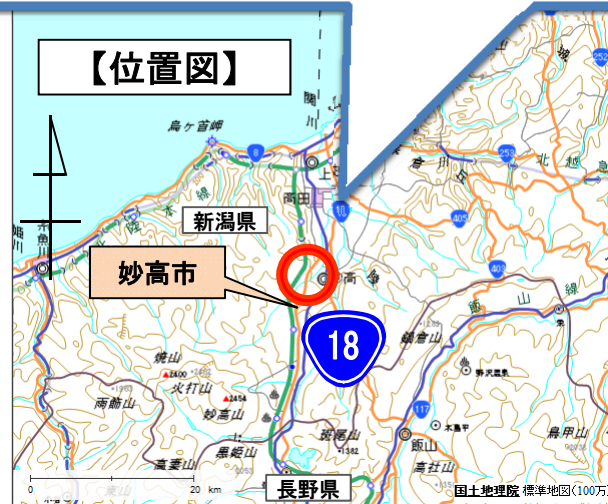
- ①日時:平成24年12月11日 12:07 通行止め開始
- ②場所:国道13号 秋田県湯沢市～山形県最上郡真室川町 地内 L=8.7km
- ③原因:降雪による交通障害
- ④渋滞長:2.5km(約110台程度)
- ⑤規制時間:3時間40分程度



②チェーン着脱場の整備(国土交通省)

- 走行不能車両を減らすため、平成25年度はチェーン着脱場9箇所を新たに整備した。

チェーン着脱場の整備事例



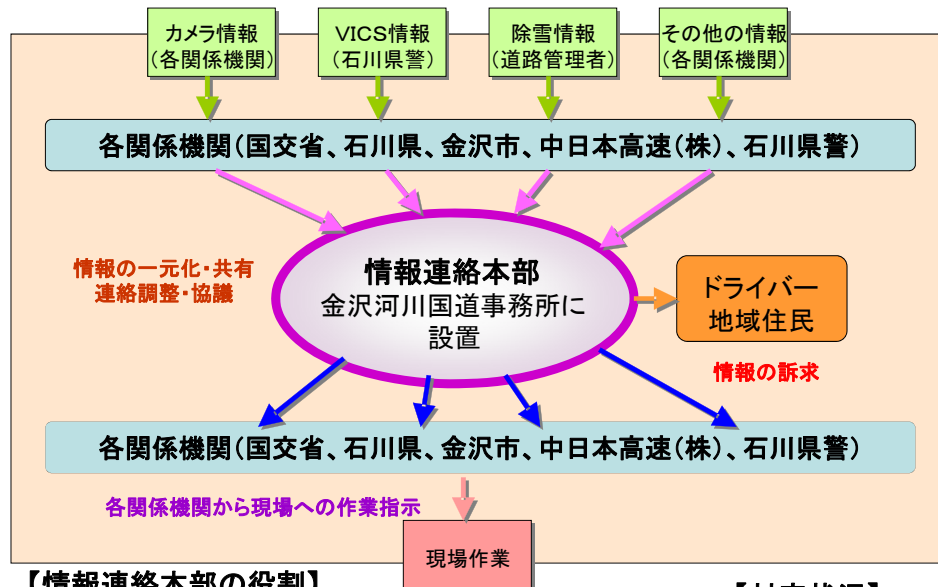
1-4 集中的降雪時の道路交通の確保

③道路管理者等関係機関による調整・連携組織の設置 (国土交通省)

- 除雪作業の効率的・効果的な実施を行うため、道路管理者等関係機関相互の情報共有の強化を図っている。
- 平成25年度は調整・連携のための55組織を設置し、交通確保への対応を行った。

情報連絡本部の設立(北陸地整の例)

【情報連絡本部の体制】(金沢の例)



【情報連絡本部の役割】

情報連絡本部の連携体制

①交通事故・渋滞・交通規制・除雪状況等の情報の一元化収集・共有	協議に必要な交通事故や渋滞、通行止め、除雪状況、気象情報などの各種情報を一元的に収集し、共有する
②除雪作業や事故処理作業、巡回経路設置作業の協議・調整	集めた情報をもとに、除雪、事故処理、巡回経路設定などについて協議、調整を図る
③ドライバー、住民への各種情報の提供	情報連絡本部が収集した交通事故や渋滞、通行止め、巡回経路の情報等を、報道機関等を通じてドライバーや地域住民へ提供する

【対応状況】



④暴風雪への備えと災害防止・軽減に向けた取組 (北海道・北海道開発局・札幌管区気象台・(独)土木研究所寒地土木研究所)

- 平成25年3月に北海道で発生した暴風雪による大きな被害を踏まえ、国・道の関係機関が連携し、暴風雪の備えを啓発するリーフレットを作成・公表している。

■背景

- 平成25年3月に発生した暴風雪による大きな被害(道東地方を中心に9名が死亡)。

■リーフレットの目的

- 暴風雪の発生が懸念される厳寒期前に、暴風雪に対する備えを改めて確認し、被害の防止・軽減を図ること。

■関係機関

- 北海道、国土交通省北海道開発局、札幌管区気象台、(独)土木研究所寒地土木研究所

もしも暴風雪に遭遇してしまったら...

★ 旅行中や屋外で作業中のとき

★ 車の中にいるとき

★ 車を運転しているとき

★ エンジンが止まってしまったら

★ 北海道では暴風雪災害が繰り返し発生しています

北海道 0570-00-8139

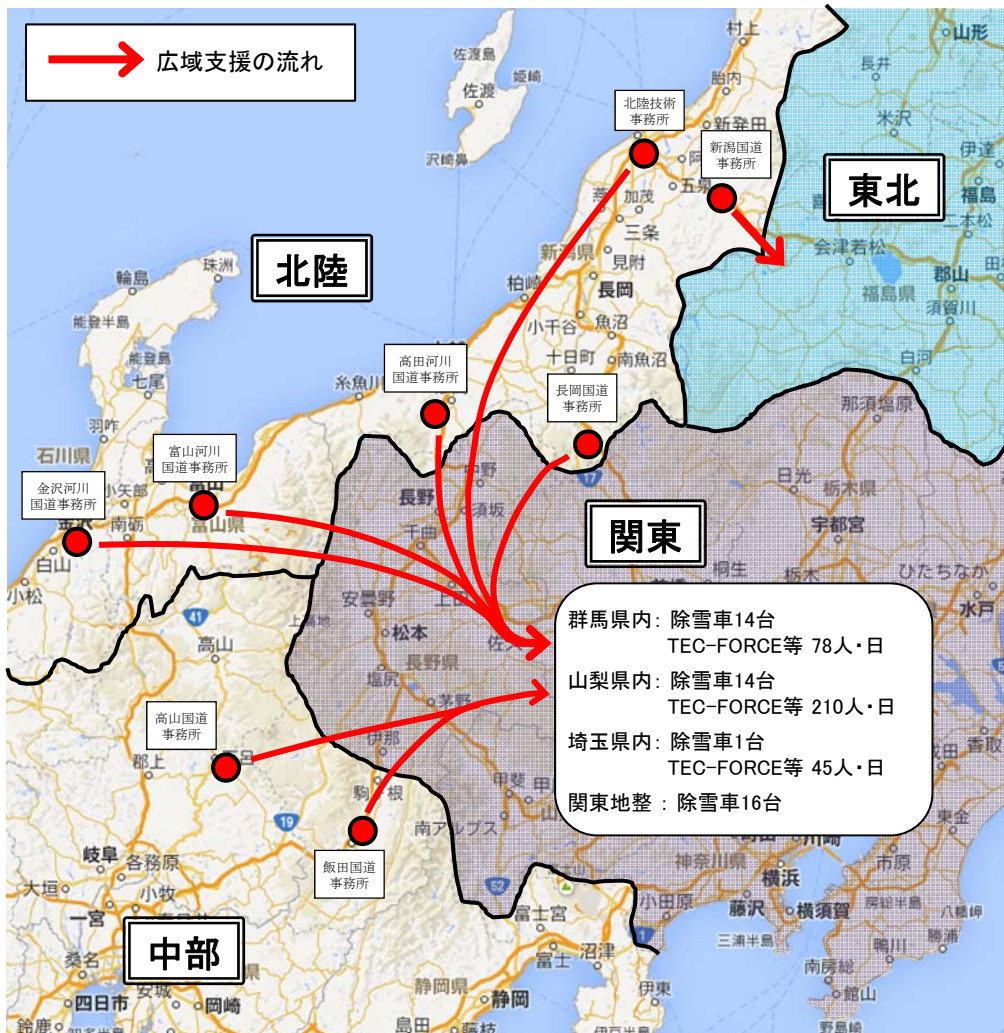
110 119

1-4 集中的降雪時の道路交通の確保

⑤国によるTec-Force、除雪機械等の広域的支援(国土交通省)

- 平成26年2月の大雪において、近隣(北陸、中部)の地方整備局より、TEC-FORCE、除雪機械等を広域派遣した。

<広域除雪支援の概要>



※自治体の数字には、管内の地整からの支援を含む

<山梨県における除雪広域支援>



(主)上野原あきる野線(上野原市)



県道原朝尾韭先線(北杜市)



町道(南巨摩郡早川町)



県道富士上吉田線(富士吉田市)

<山梨県知事から感謝状贈呈>



山梨県知事から北陸地方整備局長へ感謝状贈呈



1-4 集中的降雪時の道路交通の確保

⑥ 住民に対する啓発等(国土交通省)

- 直轄国道では、放置車両の防止についてマスメディア等を通じ地域住民へ啓発し、除雪作業の状況をHP等でリアルタイムに情報提供している。
- 道路利用者に対し、タイヤチェーン装着等の冬装備に向けた啓発活動を行っている。

⑦ 運輸団体等に対する啓発等(国土交通省)

- 降積雪期前に、スタッドレスタイヤ及びチェーンの早期装着等と呼び掛ける通達を運送事業者に対して発出している。

道路利用者へのWEBによる除雪情報の提供



タイヤチェーン装着の啓発活動



啓発用チラシ



啓発用ポスター



通達「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」

関係団体の長 殿
国土交通省自動車局長

降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

輸送の安全確保については、機会あるごとに留意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。このような状況を迎え、今般、平成24年12月13日付け中防災第27号で中央防災会議会長（内閣総理大臣）から別添のとおり降積雪期における事故防止対策の徹底に努めるよう通知がされました。これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保等に連携のないよう、次の事項について貴会傘下会員に対し周知徹底を行い、事故の防止に努めるようお願いいたします。

【バスターミナル】

- 気象情報（大雪や暴風雪等に関する警報・注意報を含む）や施設内における降雪状況を適時に把握し、施設内の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- 除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制について再確認の徹底

関係団体の長 殿
国土交通省自動車局長

以下対策を講ずること。また、関係団体の長 殿
国土交通省自動車局長

以下対策を講ずること。また、関係団体の長 殿
国土交通省自動車局長

1-4 集中的降雪時の道路交通の確保

⑩放置車両対策の強化 : 災害対策基本法の一部を改正する法律(内閣府)

※平成26年11月21日 公布・施行

- 大規模地震や大雪等の大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



軽井沢町長倉

今冬の大雪(2/14~16)における立ち往生車両の発生

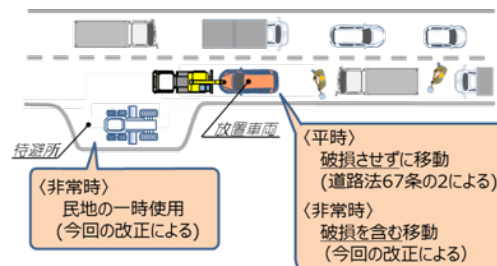
法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策(災害応急措置として創設)

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動



大雪の場合の放置車両等の移動イメージ

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応



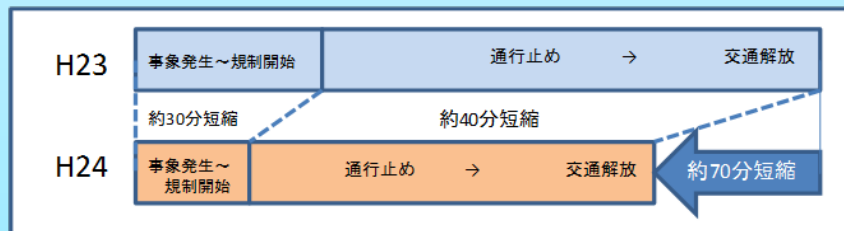
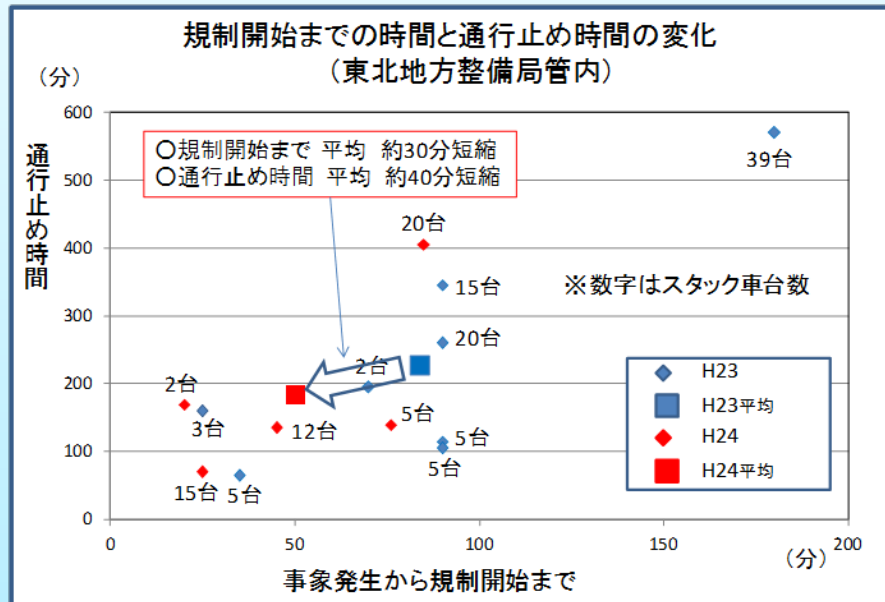
車両移動のための具体的方策(例:ホイールローダーによる移動)

1-4 集中的降雪時の道路交通の確保

【効果】

①通行止め時間等の変化(国土交通省)

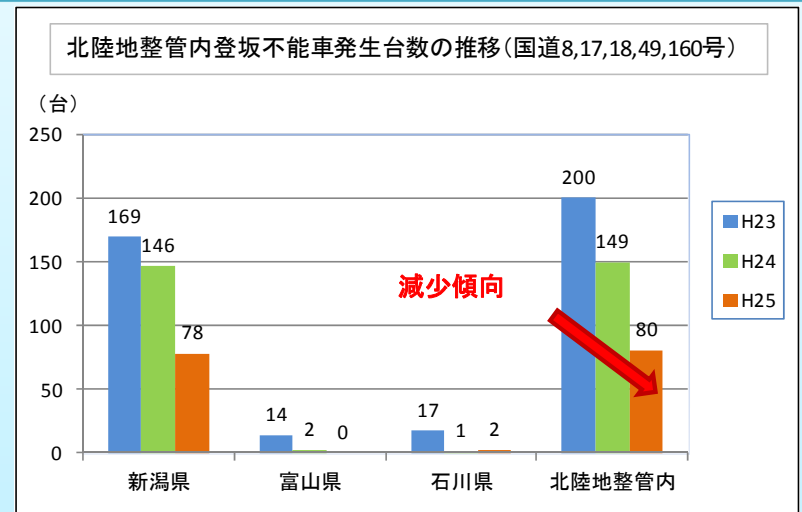
- 平成23年度と24年度に東北地整管内で発生した通行不能車両による全面通行止めを分析した結果、規制開始までの時間が約30分短縮されており、通行止め時間も約40分短縮された。
- 早期に規制開始し集中的に除雪した結果、交通解放までの時間が約70分短くなっている。



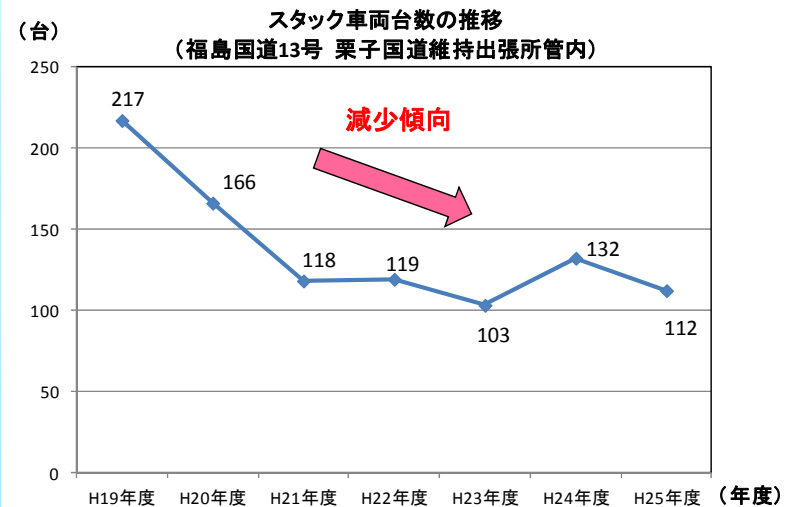
出典:東北地整調べ

②登坂不能車発生台数等の推移(国土交通省)

- 北陸地整管内及び福島河川国道事務所管内の登坂不能車発生台数は減少傾向にある。



出典:平成23～25年度今冬の記録(北陸地整)より集計



出典:東北地整福島河川国道事務所調べ

1-4 集中的降雪時の道路交通の確保

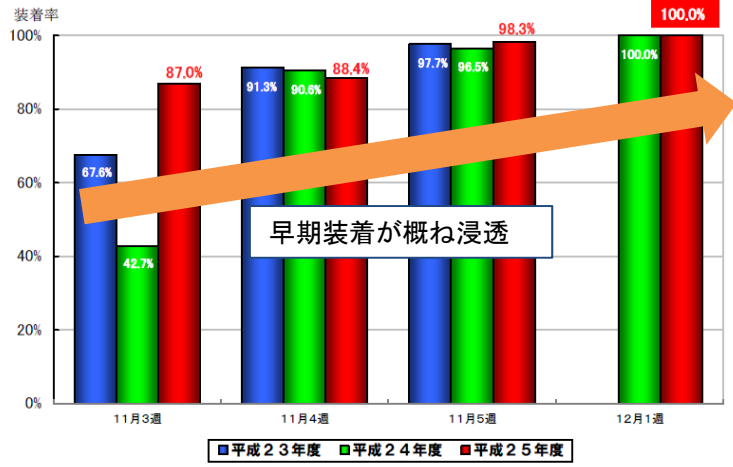
【効果】

③冬タイヤ装着状況の推移(国土交通省)

- 東北地整管内の国道4号及び国道46号の道の駅での冬タイヤ装着状況調査によると、早期装着(11月末まで)が概ね浸透している。

【冬タイヤ装着状況調査】

道の駅(石神の丘、雫石あねっこ)合計



(備考)道の駅石神の丘(国道4号)、道の駅雫石あねっこ(国道46号)の駐車車両を対象とした調査結果

出典:東北地整岩手河川国道事務所記者発表資料

④集中的降雪時に備えた新たな取組(国土交通省)

- 中国地整では、平成22年度豪雪時の大渋滞等の教訓を踏まえ、コンビニ・ガソリンスタンド・自治体と連携した道路交通情報の収集・提供の仕組みを構築している。

新たな道路交通情報の収集・提供の仕組み(中国地整)

◆H22年度の豪雪による大渋滞の教訓を踏まえた情報収集・提供の仕組みを構築

- 国道沿線のコンビニ、GS、自治体(地域住民含む)から道路情報収集する仕組みを構築。
- 併せて、通行止め情報等を、コンビニ、GSなどにFAXで情報提供、店頭表示してもらう仕組みを構築。加えて、国道沿線の連絡先等が入ったチラシを作成・配布。

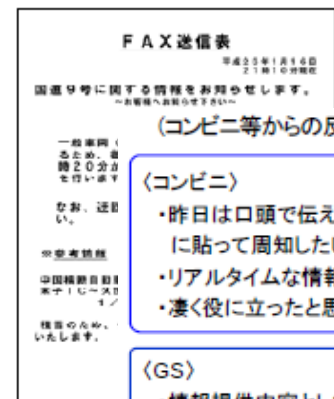
(コンビニへ情報提供のお願い)



(情報提供のお願いチラシ)



(コンビニ等に情報提供したFAX)



出典:中国地整